

農林委員會議録 第十七号

昭和二十八年二月四日(水曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

- 委員長 坂田 英一君
- 理事野原 正勝君 理事原 健三郎君
- 理事平川 篤雄君 青木 正君
- 秋山 利恭君 大島 秀一君
- 木村 文男君 中馬 辰猪君
- 寺島隆太郎君 松野 頼三君
- 中村 寅太郎君 川俣 清吉君
- 中澤 茂一君 芳賀 貢君
- 山本 幸一君 中村 英男君

出席政府委員

- 農林政務次官 松浦 東介君
- 農林事務官 渡部 伍良君
- (大臣官房長)

委員外の出席者

- 農林技官(大臣官房総合開発課長) 庵原 文二君
- 専門員 難波 理平君
- 専門員 岩隈 博君
- 専門員 藤井 信君

二月二日

林道開設費増額に関する請願(平野力三君紹介)(第一四六七号)

治山事業に対する国庫補助等に関する請願(山下春江君紹介)(第一五三九号)

厚狭干拓工事促進に関する請願(西村茂生君紹介)(第一五六七号)の審査を本委員会に付託された。

同日  
米価格の適正化に関する陳情書(京都府会議長北村平三郎)(第九四九号)  
米価並びに米穀政策に関する陳情書

第一類第九号 農林委員會議録第十七号 昭和二十八年二月四日

(全大阪労働者福祉対策協議会会長 仲橋喜三郎(第九五〇号))  
農林組合技術員設置費助成等に関する陳情書(広島県佐伯郡大野町森林組合長船倉清三)(第九五一号)  
林道予算増額に関する陳情書(広島県豊田郡戸野村長藤原隆外二名)(第九五二号)  
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件  
海岸砂地帯農業振興臨時措置法案(野原正勝君外九十九名提出、衆法第三一号)  
小委員会の名称変更に関する件

○坂田委員長 これより会議を開きます。  
この機会にお諮りいたします。先ほどの理事会で協議を願ったこととありますが、先般本委員会に農業団体の再編成に関する小委員会を設置することに決定いたしました。都合によりまして、その名称を農業団体に關する小委員会に変更したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○坂田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。  
なお小委員の選任につきましては追って公報をもつてお知らせいたします。

○坂田委員長 これより海岸砂地帯農業振興臨時措置法案を議題といたし審査を進めます。

本案に關し質疑または御意見のある方は發言を許します。平川篤雄君。  
○平川委員 この提案になつております法案自体の問題ではないのであります。今国会の前期におきまして湿地法が成立した際に、いろいろ私からも要望を申し上げました問題について、実は一般的な関連問題としてお伺いをしたいと思つております。

その際お話し申し上げましたように、この特殊地帯の農業改良の法律によりまして、その補助の対象となる面積の限度が非常に高いということ、それから補助率が低いということについて、これはもう一般の認めるところである。今回湿地法の法律がございしても、やはり國民はそういう点に危懼を抱いておるのであります。その際に農林省の当局が誠意をもつて大蔵省と折衝をして、できれば五町歩程度に引下げ、補助率も農道のごときものにおいて、わずかに二〇%くらいにすぎないのでありますけれども、それも四割ないし五割まで引上げたいというような御意思を率直に申されまして、私も一応満足の意を表し、かつ御努力をお願いしておつたわけでございます。今回いよいよ本予算も提案せられたようなことでありますので、何らかその間におきまして発展が見られたかどうか、なお今回の国会におきまして、土地改良法の一部改正も提案をせられるような趣であります。これについて、さような問題に何か新しい業績が農林省としてありましたならば、この際お示しを願いたいと思つております。

○松浦政府委員 ただいまの特殊立法の対象としての規模なり、あるいは補助率の引上げ等の問題につきましては、前に湿地単作法のつくられましたときにいろいろ御意見を承つたのでございしますが、実は私もそういうお考え方に対しましては非常に賛成なわけでありまして、すなわち特殊立法をつくらなければならぬほど非常に条件の悪い地帯の引上げのために、どうしても必要である、そういう見解からつくられますところの立法でございまして、ななるべく御希望に沿うように、規模の面におきましても、あるいは補助率の面におきましても、私どもは全然同感なのでございます。実は現在の段階では、われわれは農業政策上非常に必要であると思つておられますけれども、財政当局との折衝におきましては、まだ決定版に至つておりません。私どもは今後とも努力を続けるつもりであります。現在では遺憾ながらまだその段階に達していませんのであります。なおこの国会中に土地改良法の一部を改正する法律案を出す考えを持つておるのであります。その内容は、現在政府部内におきまして研究中でございますが、私どもとしましては、土地改良法の内容をかえまして、手続の簡素化をはかるとか、あるいはまたただいまお述べになりましたような点につきましても、十分研究いたしたい、かように考えております。

○平川委員 相かわらず財政当局の頭迷な考え方で行き悩んでおるといふことは、まことに御同情にたえない次第であります。同時にわれわれとしてこれは遺憾にたえないこととございします。ただいま次官が率直に御答弁に相なりました点を非常に了承するわけでありまして、そのお言葉の中で、目下決定版に至つていないということでありましたが、これは今後の御努力であるいはわれわれも協力を惜しむものでありませんが、それによりまして、現在提案をせられたる予算の限界内においても、この補助の対象の面積の引下げ、補助率の引上げ等は可能なのであります。これを一点聞かしていただきたいと思つております。

○松浦政府委員 この規模の問題とか補助率の問題は、予算とは関係はありますが、先ほど私が、まだ決定版に至つていないと、こう申し上げましたことは事実でございます。今後ともまだ交渉の余地が存するものである、かように考えております。

○平川委員 どうぞ、できるだけ成功するように御努力をお願いしたいと思います。一般の農民は、この問題が解決いたしましたものと、このような法律が出て来ることを実は喜ばない傾向も生じておると私は思うのです。これは農民全体の政治に対する批判というものが高まつて来ているように思うのであります。すなわち何かおみやげ立法ではないかという印象を彼らは持つておる。これは私どもとして大いに警戒しなければならぬと思つております。真に苦しんでおる問題でありますか

ら、やはりそれに適したような方法を、ただいま次官が決意をお述べになりましたような線に向つて、御努力をいただきますようお願いをして、質問を打ち切ります。

○坂田委員 他に海岸砂地帯農業振興臨時措置法案に対する御質疑なり御意見はございませんか。

○川俣委員 本法案は食糧増産の上に非常に画期的な希望をもたらし、そのねらところの法案でありまして、そのねらいといたしておるところのものは、われわれ大いに賛成するのであります。しかしながらこうした法案が出なければ、予算の裏づけが獲得できないというようなことがありますならば、われわれといたしまして大いに考慮して参らなければならぬと思つておるのであります。前の委員会においても述べたのであります。土地改良法という法律がありまして、こうした問題に対する改良事業を行う余地が十分あるのであります。なぜこの土地改良法に基いて今日まで海岸砂地帯の對象とならずにおつたかという、おそらくこの予算の裏づけがなかつたために、行われなかつたのでなからうかと思つておるが、この点について御答弁を願ひたいと思つておる。

さらにまた、護岸、突堤、堤防等の海岸保全施設は、本法の目的達成と密接な関連を有すると思つておるのであります。これをとり上げる必要があるのじやなからうかと思つておる。と申しますのは、海岸保全法案が用意せられておりました。これと衝突する面が相当出て来ると思つておるが、これらに對する関連について御答弁を願ひたいと思つておる。

○松浦政府委員 ただいまの御質問で、かような特別立法がなければ、こゝういふ必要なことも土地改良によつて予算措置はできないものであるかといふような御質問でありまして、私どもは、必ずしもかかる特別立法がなくとも予算措置ができないことはない、かように考へておる。しかしながらこの法律案の第一条にうたつておるごとく、総合的に実施することによつて、当該地帯の保全と農業生産力の向上を図り云々といふようなこともあるようございしますが、総合的といふことは、やはりかような立法措置が必要なのではないか、かように考へる次第であります。

○野原委員 ただいまの御質問に関連いたしまして、簡単に見解を申し上げておきたいと思つておる。

海岸保全法が用意されておる、従つて海岸の保全についてはあえてこゝうした立法の必要がないではないかといふような意味合いにも受取れたのであります。なるほど海岸の保全といふ問題は、広義に解釈すれば、海岸地帯における砂地帯に對して、積極的に防災林等をつくることでも考へなければならぬ筋合いのものであります。が、實際の問題といたしましては、海岸保全法は海岸地帯の浸蝕を防ぐ。高潮その他のものによつて陸地が侵食されてしまふことを防ぐこと、かゝるおの目的であつて、非常に消極的でありまして、御承知の通り、潮風または飛砂による災害の防止と同時、その地帯の植林をはかつて、その後地の農業生産力を飛躍的に高めて行こうといふような、実は食糧生産の面から見て非常に積極的な構想によつ

て考へられたものであります。そういう意味合いからいたしまして、海岸保全法のような消極的なものではなく、むしろ海岸の保全と同時に、背後地帯における農業生産力を向上させるといふ強い積極的な意図を持つておる。また同時に、この法案ができましたれば、松浦政務次官から説明がございましたごとく、いわゆる総合的施策——総合的施策といふことは、御承知の通り海岸の保全のための積極的な造林を行ひまして、その後地帯の農業生産力を高めるための措置としては、植林を行うとか、あるいはまた灌漑事業を行うとか、その他の施策によりまして、土地改良事業等をも含めて、農業と林業、そうしたものが一体となつた総合的な施策によつて砂地帯の農業振興をはかるといふような考へ方で、この法案が準備されておる。従ひまして、今までのやりきたりを見ておるに、海岸の砂地帯に對する造林の仕事、あるいはまたその背後地帯の土地改良の仕事といふものが、個々ばらばらにやられていた。はなはだ遺憾なことでありまして、非常に統一を欠いておつたきらいがある。ここに一つの統一を与へ、共同の目的をもつて、ここにわれわれのねらつておる食糧自給度向上のための大きな役割を果したいといふ積極的な意図をもつて総合的な施策を行いたいといふのが、この法案のねらいでございまして、その点をどうぞ御了承願ひたいと思つておる。

○川俣委員 今の野原さんの説明でよく承でるのであります。海岸保全施設とは、海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁その他、海水もしくは漂砂を防禦し、または海水によ

る浸蝕を防止するための施設、及びこれらと密接な関係のある排水施設その他の保全施設をいふというように、海岸保全法では規定したやうにして、海ようでありまして、問題は、建設省の考へておる海岸保全の考へ方と、われわれの考へておるような食糧増産のための、また耕土培養のために必要とされておるこの法案との競合を、いかに調整せよとするかといふ点にあるのであります。この点をひとつ御説明願ひたいと思つておる。

○野原委員 海岸保全法が用意されておる、もつぱら海岸保全施設を取上げるといふことにはいたしておるが、これとの関連を考慮して、本法案ではこの海岸保全といふことは一応取上げてはならないのであります。広義にいへば、海岸に植林をするといふことは海岸保全の大きな仕事でありますけれども、狭義に解釈しまして、海岸保全といふことだけを考へますと、こゝ狭いものに局限される。この法案の考へ方としましては、むしろもつぱら海岸の背後地帯の相当幅の広い農業生産地帯の生産力を高めるために、こゝの植林、あるいはまたその背後の土地改良の各種の施設といふものになりますので、直接関連はございませんが、海岸保全法との摩擦はないものである。つまり海岸保全法によつて海岸の特別海に接している部分は保全をされるが、その背後の植林までもやつてその生産力を高めて行くような施設を、海岸保全法に期待することは困難であるといふことをわれわれは考へ、一応本法案におきましては、海岸保全、直接海の潮水による災害に對しての施設は含んでいないといふふうに解釈をい

たしてあります。

○川俣委員 今の説明ではどうも十分ではないといふように思つておる。私の考へ方から申しますと、やはり耕地の培養を主体として海岸を保全して参らなければならぬ。どうも建設省の考へ方のように、耕地を保護する意味から海岸保全を考へるのではなくて、海のことだけを考へて保全をして行くといふことになると、この法案と衝突するおそれがあるのではないか、こゝういふふうに考へられるので御質問申し上げたのであります。これはいづれ海岸保全法なるものが提案されたときに、あらためて議論をすることにいたしまして、次の質問に移りたいと思つておる。

第二條において地帯の指定がうたわれておるのであります。非常に抽象的であつて判然としないやうでありますから、海岸の砂地帯の定義及び指定の基準並びに指定の範囲、方法等について、提案者のお考へを承りたいと思つておる。

○野原委員 海岸砂地帯として指定する基準といふふうなものも、まだはつきりとしたものはございましておる。これは本法案がございましてから審議会が設けられまして、その審議会において十分実情に即して考へられる問題だと思つておる。ただ一応の考へ方として、私も本法案を提案します際に考へましたことは、海岸砂地帯が連続的にかつ集团的に存在しておる、そうして海岸防災林もしくは農地の整備を要する面積といふふうなものも少なくも二十町歩くらいはあるといふやうなところを考へておつたのであります。これらの二十町歩とか五

町歩とかいうふうなことはむしろ審議会の議決に譲つた方がいいたるうと私は考えておりますが、この海岸の砂地地帯の農業振興法案という立法の趣旨を十分考へて、審議会が現実の問題として取上げて行くという事で御決定を願うことがよからう、一応の考え方をしたてたいま御質問がありましたら、一応二十町歩くらいというものが基準になるのではなからうかというふうに考えております。

○川俣委員 次に問題になるのは、内陸に面しております内陸砂地地帯を除外してあります理由がはつきりしないので、特に千葉県附近では、なぜ内陸砂地地帯を除くかという意見が相当出ております。この点について、除外した理由の御説明を願いたいと思ひます。

○野原委員 内陸の砂地は一応除いてあります。これは御承知の通り内陸の砂地というものは、海岸砂地に比べまして、災害を受けることが非常に少ない。つまり潮風であるとか、その他の災害というものが非常に少ないのと同じに、また内陸の砂地というものは、すでにその対象になる面積が非常に少いこと、あるいはまたすでに相当程度にこれは開発されておるといふふうなことを考へますと、この際内陸の砂地までも含めたものにしますと、いろいろとむずかしい問題もありませんので、内陸の砂地は一般の土地改良事業法等によつて解決ができるのではないかと。大体海岸に連続してある砂地地帯に重点を置くということが、この法案を明確にして、海岸砂地地帯の農業振興法案として、海岸砂地地帯の農業振興法案ということにいたしましたして、内陸の部分は除いたわけであります。

○川俣委員 今せつかくの御説明でございませうが、それだけでは内陸の砂地を除いた理由にはならないように思ひます。というのは、土地改良事業法でやれるというのであれば、これは海岸砂地もやれるのであつて、内陸の方だけは土地改良事業法でやれるが、海岸砂地の方はやれぬということにはならないと思ひます。これらの区域をやはり入れて、予算の上からこれではあつたまわしになるということであればよくわかるのですが、除いた理由が十分でないと思ひます。これについては同意される用意があるかどうか、この点を伺ひます。

○野原委員 これは非常にむずかしい問題でございませうが、私もまだ研究が十分ありませんが、海岸に対しては、御承知の通りどうしても海岸防災林というものを同時にやらなければならぬというふうな考へます。内陸の部分にはあえて防災林というやうな特別な措置を講じなくてもやり得ることが考へられるのであります。また實際問題として、農林省でいろいろ調査しました結果は、内陸には特別な措置を講じなければならぬといふふうな所が非常に多いといふことではあります。従つてあえて内陸の部分を含めしめるというこの必要がないといふことか、現在のところ内陸の部分は除いて、これを含めないで行くといふことで行きたいと思つております。

○川俣委員 時間がないのであまり質問するのでもうかと思ひますが、今の説明で行くこととらにわからなくなるのですが、これは抽象的にはよくわかりませうが、それでは實際問題として、内陸の砂地と海岸の砂地の区別はどこでされるのですか。境界線があるのですか。

○野原委員 問題が専門的になりましたので、これは事務当局の方でいろいろ研究しているようですから、こちらの方から答弁を願ひます。

○逋部政府委員 お話のように、千葉、茨城の大きい湖沼の近辺では、砂丘に類する所がございませう。しかしこの点は海岸と湖沼と比べて、たとえば日本海岸あるいは太平洋岸の砂丘に対する飛砂なり、あるいは潮風というものと力が違ふといひます。砂丘の被害が相当大きいので、そういう点を取上げて海岸の部分だけに限定したのであります。なお海岸砂丘と海岸砂丘でないというものは、海岸からの距離でわけておるのであります。これは問題のお答えにならないかと存じますが、秋田とかあるいは新潟になれば、相当奥までいゆる海岸から連続して砂丘地帯が続いておる。そういうつたつたといふ所はあるが、内陸では特別に全国的に取上げなくてもいいじやないかといふ考へて区別しておるのであります。

○川俣委員 どうも区別が不明瞭に思ひます。これは審議会に譲るといふことではあります。法案自体から見てもその区別が明瞭でないと思ひます。これはまだ十分検討の余地が残されておる、早々の案だといふやうな感じがいたしませう。

問題に次に移りまして、これは松浦政務次官から御答弁を願ひたいのであります。積寒法と本法との指定区域が重なるわけでありませう。渾田単作地帯は積寒法と競合しないように考へませうが、この法案は指定地域が重なるというふうになつておる。こういう場合には、具体的に二重に指定するつもりであるかどうか。

○松浦政府委員 今お話の積寒法と、本法によります対象地域の大部分は異なるのでございませうけれども、あるいは北海道におきまして、あるいは東北、北陸地方などにおきまして、ダブる地域もないことはございませう。しかしながらこの二つの法律は、それぞれそのねらうところが違ふのでございませう。従つてその対象となる事業も異なるのでございませうから、地域の指定にあつては二重に指定することも考へております。しかしながら、たゞ地域的には二重になりませうけれども、事業をやる面においてはそれと異なるのでございませうから、そこには支障がないかと考へております。

○川俣委員 そこでお尋ねするのであります。積寒法の予算が各府県に分散される。その場合に積寒法の予算が甲原に行つておるから海岸砂丘地帯の予算をまわさないといふやうなことはあり得るのですかといふのでございませうか。

○松浦政府委員 さやうなことはなかりと思ひます。

○川俣委員 農業振興計画は知事がこれを立てることになつておるのであります。町村にその計画を立てさせる意思はあるのかないのか、これはやはり関係町村の意向といふものを無視して農業振興計画を立てられないと思ひます。あります。この点についてのお考へはどうですか。

○野原委員 海岸線はずつと連絡しておるのが普通の姿であります。従つて各町村にまたがつておる部分が多いといふことで、特に各町村ごとというわけに行きませうが、町村長の意見を十分徴した上で、知事が計画を立てるといふ扱いになつております。

○川俣委員 この法律の目的を達成するために、総額どのくらいか、またどう必要と考へておられるか、またどういう特殊地帯とは申しながら、今までの渾田単作地帯と違ひまして、継続経費をとらなければ十分ではないと思ひます。継続予算をとり得る見込みがあるかどうかという点をお伺ひいたします。

○野原委員 本事業は七年間の時限法といふことになつておりますが、その一応の調査によつておると、対象とする地域の面積が約十五万町歩、事業費にいたしまして百七十九億を要する。そのうち補助額が七十九億七千五百万円、融資によつて行つて行くものが六十五億四千七百円といふことを一応想定しております。

なおこれは一応の目標でありませう。これが継続的な予算として、それだけの予算が投下されることをわれわれは期待しておるわけでありませうが、國家の財政事情等もありませうので、この計画の通り行くかどうかは心配してありますけれども、現在のところ一応の用途としてこの計画を進めて行く。なお具体的に、審議会等の答申により地域が指定せられ、計画がつけられることになつておるものであります。

○川俣委員 今の提案者の野原君の説明を裏づけするやうな政務次官の御答弁を願ひたいと思ひます。

○松浦政府委員 この予算の計画的な配分と申しますか、そういうことにつきましては、川俣さん御承知のやうに、財政法で計画的な支出ができない

ことになつておるわけでありませう。しかしながら事業そのもので一年間でけりをつくようなものは、實際上としましてはないのでございますから、財政法は財政法でございますけれども、これは一旦やれば勢い継続的にならざるを得ない、こういうふうな思つておられます。

○川俣委員 第四第三項について具体的に御説明願いたいのであります。この構想については、大蔵省との程度折衝されておるか、その点をあわせて御説明願いたいと思ひます。大体その総合計画が立てられましたも、予算措置が十分講ぜられなために、せつかくの総合計画も圓餅に帰するおそれもありますので、この点についての明確な御答弁を願ひたいと思ひます。

○松浦政府委員 われ／＼もこういう海岸砂地帯のようなところの事業そのものについては、その必要性を認識しておるような次第でございますが、まだ立法化されておらない段階でございますから、財政折衝は今後になるものと思ひます。

○川俣委員 本問題は特に漁業との間に密接な関連を持つておると思ひますが、その点についてどのように考へておられますか。

○野原委員 海岸でありますから、漁業問題とは密接不可分の関係にあると考へますが、直接農業振興計画と漁業という問題になりますと、どういふ点が考慮されるかというふうな点に對しましては、これはむしろ法の運用の面において善処するということになると考へております。

ことになつておりますか、この点をあわせて御説明願ひたい。

○松浦政府委員 総合開発課でございます。

○川俣委員 そうすると、これは総合計画であるから総合開発課においてやるのですが、実際の指導はやはり農業改良局が指導をして行かなければならぬと思ひます。計画だけだからして総合開発課でやる、こういうことになりませうか。

○松浦政府委員 立法化されましたならば、御趣旨を尊重して十分研究いたします。

○川俣委員 私の質問は終了しました。

○坂田委員長 残余の質疑は次会に続行いたしますことになりました、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

〔参照〕

今四日農林委員長において、次の通り小委員を指名した。

- 農業団体に関する小委員
  - 青木 正君 秋山 利恭君
  - 野原 正勝君 村松 久義君
  - 高瀬 傳君 中村 寅太君
  - 井上 良二君 足鹿 覺君
  - 中村 英男君
- 同日農林委員長において、次の通り小委員長を指名した。
- 農業団体に関する小委員長 野原 正勝君